



## 年金制度が改正されました

厚生年金などの年金制度の改正が順次実施されています。平成19年4月からの主な変更点は次の通りです。

### ○老齢厚生年金の繰り下げ支給制度が導入されます

65歳から老齢厚生年金を受けることができる人が、65歳からは受けとらずに、66歳以降に繰り下げて増額された老齢厚生年金を受けることができるようになりました。

### ○離婚時の厚生年金の分割が可能になります

平成19年4月1日以後に離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき、2分の1を上限として分割することができます。

ただし、老齢厚生年金を受給するためには、自身

の年金加入期間（分割を受けた期間を除く）が原則25年以上必要です。

### ○70歳以上の人も老齢厚生年金が支給停止になる場合があります

従来は、70歳以上の人が働いた場合でも年金は満額が支給されていましたが、厚生年金の適用事業所に勤めた場合、老齢厚生年金と賃金の合計月額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。

○問合せ先 佐世保社会保険事務所

☎ 0956 - 34 - 1145

## 自分や家族のために医療保険には必ず加入しましょう

職場の医療保険（健康保険、共済組合など）に加入している人や生活保護を受けている人以外の方は、すべて国保へ加入しなければなりません。

国民健康保険法により、国保への加入は職場の医療保険などの被保険者資格を喪失した日までさかのぼって適用されることとなります（国保税も加入した日の属する月分からさかのぼって納付することとなります）。医療保険に未加入の方は、早めに国保の加入手続きを行きましょう。また、職場の医療保険などへ加入して国保をやめる場合も、届出が遅れると支払う必要のない保険税の納付書が届いたり、資格喪失後にもかかわらず、国保の保険証で医療を受けると、国保で支払った医療費を返還しなければならなくなります。

届出は、次のようなときに、14日以内に行いましょう。

### 加入するとき

- ・他市町村から転入したとき
- ・職場の医療保険などをやめたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

### やめるとき

- ・他市町村へ転出したとき
- ・職場の医療保険などへ入ったとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受けはじめたとき

○問合せ先 保健年金課国保年金係

## 5月31日は世界禁煙デーです

保健センター ☎ 0956 - 72 - 4747

たばこの煙には約4000種類以上の化学物質が含まれており、そのうち200種類以上が有害物質、約40種類が発ガン物質といわれています。そのため、たばこは「毒物の缶詰」ともよべれます。特に健康に有害とされている「ニコチン」、「タール」、「一酸化炭素」は耳にしたことはあるのではないのでしょうか。

たばこには性質の異なる2種類の煙があります。1つはたばこを吸う人が吸い込む主流煙、2つめは火のついた先から出る副流煙です。主流煙は、たばこの内部やフィルターを通過しますが、副流煙は火

のついた先から不完全燃焼の状態で大気中に放出されるため、有害物質が高い濃度で含まれているうえに、吸っている本人ではなく、周囲にいる人へ害を及ぼします。

主流煙と副流煙に含まれる成分を比較しても、副流煙の方にはニコチン、タール、一酸化炭素などの有害物質が3～5倍多く含まれているのです。

5月31日の世界禁煙デーから始まる一週間（～6月6日）は禁煙週間です。ぜひ、この機会に自分と周りの人の健康を見直し、大切な時間の使い方を検討してみてくださいはいかがでしょうか。